業務委託契約書（案）

１　委託業務の名称　　ちば広域連合だより第４２号制作等業務委託

２　履行又は納品場所　　千葉県後期高齢者医療広域連合及び広域連合が指定する場所

３　委託業務の内容　　別紙仕様書等のとおり

４　契　約　期　間　　契約締結日から令和９年３月３１日まで

５　履　行　期　間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

６　業務委託料　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

７　契約保証金　　千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則の規定による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　所在地　千葉市稲毛区天台６丁目４番３号
国保会館内
名称　千葉県後期高齢者医療広域連合
代表者名　広域連合長　小　泉　一　成

受注者　住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

業務委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発注者は、その契約金額（単価契約の場合は、契約金額に実施数量を乗じた金額とする。以下同じ。）を支払うものとする。

３　受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者の間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

７　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、千葉地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（現場代理人等）

第３条　受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる現場代理人及び技術上の管理

を行う主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に書面により７日以内に通知するものとする。

（業務計画表の提出）

第４条　受注者は、この契約締結後７日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前２項の規定を準用する。

４　業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（監督職員）

第５条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の現場代理人及び主任技術者に対する指示

（２）この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）この契約の履行に関する受注者又は受注者の現場代理人及び主任技術者との協議

（４）業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

４　この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

５　発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（一括再委託の禁止等）

第７条　受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により発注者に申し出て、発注者の書面による承諾を得なければならない。

３　受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

（契約の保証）

第８条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の１００分の１０（当該契約に係る金額が１，０００万円を超える場合は、１，０００万円までは１００分の１０、１，０００万円を超える部分については１００分の７）以上の額としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

５　前各項の規定は、千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第８０条第２項又は同条第３項の

規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（委託業務の調査等）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第１０条　発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者の間で協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定める。

（期限の延長）

第１１条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者の間で協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１２条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者の間で協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第１３条　受注者の責に帰すべき理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額とする。

３　前項の規定にかかわらず、既に実施し、発注者の検査に合格した業務があるときは、第１項の延滞金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基

礎として計算する。

４　発注者の責に帰する理由により、第１５条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額を請求することができる。

（検査及び引渡し）

第１４条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書（記録簿等を含む。以下同じ。）の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第１５条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

２　発注者は、前項の支払請求があったときはその日から３０日以内に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第１６条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）受注者が受注者の理由により解除の申し出をしたとき。

２　前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、第

８条第５項の場合においては、この項の規定は適用しない。

３　受注者は、第１項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、既に発注者の検査に合格した業務に対する支払いがあるときは、契約金額から既支払相当額を控除した金額の１００分の１０に相当する額を違約金とする。

４　発注者は、第１項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から１０日を経過したときに生ずるものとする。

（協議解除）

第１７条　発注者は、前条第１項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）第１０条の規定により仕様書等を変更したため委託代金が３分の２以上減少したとき。

（２）発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第１９条　発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった委託業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又

はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、契約が解除された場合において、委託業務用地等に受注者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第１６条の規定によるときは発注者が定め、前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段及び第５項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（業務従事者災害等）

第２０条　受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（契約不適合責任）

第２１条　受注者が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある成果物を発注者に引き渡したときは、発注者は、受注者に対して、当該成果物の補修その他の履行の追完を請求し、又は契約不適合の程度に応じて委託料の減額、損害賠償の請求、この契約又は法令の規定による契約の解除をすることができる。この場合、委託料の減額の割合は、成果物の引渡し時点を基準として算定する。

2　前項前段に規定する場合において、当該契約不適合が、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及びこの契約又は法令の規定による契約の解除をすることができない。

3　第１項前段に規定する場合において、発注者が第１４条第３項又は第４項の規定による引渡しを受けた日から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及びこの契約又は法令の規定による契約の解除をすることができない。ただし、受注者が当該契約不適合を知っていたとき、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（受注者の法令上の責任）

第２２条　受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持等）

第２３条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

３　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２４条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について独占禁止法第８９条第１項、第９０条若しくは第９５条（独占禁止法第８９条第１項又は第９０条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

２　前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第２項の場合において、契約解除に伴う措置については、本契約書第１９条中「第１６条」とあるのは、「第２４条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第２５条　受注者は、この契約に関して前条第１項第１号又は第２号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の指定する期間内に契約金額の１０分の１に相当する賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、政府契約の

支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第１項第１号又は第２号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、受注者が共同企業体等であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（補則）

第２６条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者の間で協議してこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

第１条　受託者は（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）の定める千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第１号）、千葉県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３条　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

４　作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

５　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第４条　受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

（教育の実施）

第５条　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６条　受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第７条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第９条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

（１）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（２）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（３）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（４）事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

（５）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（６）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（７）個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

（８）個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
（９）作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
（１０）個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第１０条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１１条　受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）
第１２条　受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
２　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１３条　受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第１４条　発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

２　受注者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１６条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１７条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

履行妨害又は不当要求に対する措置に関する特記事項

（総則）

第１条　この特記事項は、この特記事項が添付される契約と一体をなす。

（履行妨害又は不当要求に対する措置）

第２条　受注者は、契約の履行に当り、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定するものをいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

（２）受注者の下請業者が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

反社会的勢力排除に関する特約

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（反社会的勢力の排除）

第２条　発注者および受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

（１）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

（２）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（３）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（４）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（５）本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

２　発注者および受注者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

（１）第１項に違反したとき

（２）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①　相手方に対する暴力的な要求行為

②　相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③　相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④　風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

３　受注者は、本業務を再委託する契約等（以下、「再委託契約等」という。）の相手方またはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、または再委託契約等の相手方が自らまたは第三者をして第２項第２号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

４　発注者は、受注者が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

５　発注者および受注者は、第２項または前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。